

全建労発第 44号
平成25年10月8日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質
による健康障害を防止するための指針」の周知について(協力依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、この度、標記指針にこれまでの2-アミノ-4-クロロフェノール等28物質に新たにN,N-ジメチルアセトアミドを合わせた計29物質による労働者の健康障害を防止し、合わせて1,2-ジクロロプロパンについて所要の措置を講じるための改正指針について別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、改正指針の趣旨をご理解いただき健康障害の防止対策が適切に行われますよう貴協会傘下会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上